

走行集材機械を起因物（小）とする死亡災害事例（1999-2022年）

年	月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	事故の型 コード	労働者規模
2022	2	8～10	山林の伐木現場において、代表と被災者の2名で伐木作業を行っていた際、全長約1.9m、全幅約1.2mの集材車を移動させてくるよう指示を受けた被災者が、伐木箇所から約20m離れた場所に停めてある集材車を取りに向かったが、数分経っても戻らないため代表が確認したところ、集材車の下敷きになっている被災者を発見したもの。発見時、集材車はエンジンがかかり、クローラーが空転している状態であった。	060201	7	1～9
2022	4	14～16	運転していた被災者が、何らかの原因で、林道から走行集材車とともに約2メートル転落し、全身を強打したもの。なお、災害発生後、入院し、治療を継続していたものの、数ヶ月後、被災者が亡くなったものである。	060201	11	1～9
2020	4	8～10	被災者は私有林において同僚が伐倒、造材した広葉樹の玉切材をフォワーダに積載し、土場へ向かう途中、搬出路の一部として使用していた林道の路肩から転落し死亡したもの。	60201	11	1～9
2020	7	12～14	労働者2人でスギの間伐作業中、被災者1人で、林道のわきの斜面に作られた作業路（勾配28度）において、集材車にエンジンをかけて後退（バック）させながら上させていて、集材車のクローラの下敷きになったもの。このとき、相方は斜面の上方にいて、直接は目撃しておらず、また、集材車は空荷であった。	60209	7	1～9
2020	11	8～10	被災者は作業道において、木材の集積のためフォワーダのグラップル部分を操作している際、フォワーダごと作業道の路肩から約3m転落し、積載していた木材に腰部と左大腿部をはさまれたもの。	60201	11	1～9

		10	被災者が、伐採した木材を荷台に乗せて、車両系木材伐出機械（集材車）			30
2018	1	～	を運転中に路肩を乗り越えて転落したもの。（被災者は走行集材機械の運転に関する特別教育は受講していた。）	60201	1	～ 49
2018	6	10～11	伐倒木をフォワーダに積んで土場に向かって作業道を走行中、勾配約12°の作業道を後進している時に誤って作業道から6m転落し、運転席から投げ出されフォワーダの下敷きとなった。	60201	1	～ 29
2018	9	12～13	国有林の間伐現場において、被災者は空荷のフォワーダを運転し、緩い下りカーブの作業道（幅員約3.2m）を後進していたところ、車両右後方のクローラが路肩から逸脱し、勾配40～45°の斜面を転落した。被災者は転落箇所から約34mの地点で車外に投げ出されて倒れており、外傷性ショックにより死亡した。運転室のドアは同箇所から約53m下、車両は同箇所から約190m下で発見された。	60201	1	～ 29
2017	5	14～15	フォワーダを使用して土砂の運搬作業中、被災者がキャタピラ上に上がっていたところ、キャタピラが動き出し、運転席とキャタピラの隙間に巻き込まれ、死亡した。	30106	7	～ 9
2017	7	10～11	林道においてフォワーダを操縦して木材の運搬作業を行っていたところ、右カーブを曲がる際に路肩からフォワーダごと約6.5m下に転落し、脳出血により死亡した。	60201	1	～ 9
2017	12	14～15	排水路補修工事において、被災者が走行集材機械を運転し木材を搬出中、作業道の路肩（傾斜40°）から5m下の作業道（コンクリート路盤）に当該機械とともに墜落し、死亡した。	30106	1	～ 29
2016	7	15～16	集材車（走行装置：クローラ）に丸太を積み、トラックへの積み込み場所まで運搬中、後進から前進へ方向転換しようとしたところ、誤って片方のクローラを土手に乗り上げて傾き、運転席から飛び降りて逃げようとしたが、横転した集材車の下敷きになった。	60201	2	～ 9
2016	8	14～15	被災者は山林から造材した丸太（長さ約3m、直径約20～30cm）6本を県道まで集材車により搬出するため、作業道を走行していたところ谷側に約1.9m転落し、集材車の下敷きになった。	60209	1	～ 9

2016	12	12 ～ 13	山林において、直径約70cm、長さ約5mの玉切りされた杉を走行集材機械を使用して集材・積込み作業中、何らかの理由により、走行集材機械が斜面から横転し、操作していた労働者が当該機械の下敷きになり死亡した。	60201	7	50 ～ 99	
2015	7	11 ～ 12	伐採現場から約700m離れた休憩所にチェーンソーを取りに行くため、集材車（全幅2.475m）を後進しながら作業道（幅員3.9m）を走行中、進行方向左側（運転席右側）の路肩に車体右側の履帯が乗り上げたため、これを復旧しようと操作していたが、約17m下の沢に集材車ごと（車体を前向きにしながら）転落。被災者は運転席から投げ出され、頭部を斜面に打ち付けるとともに車体の下敷きとなった。	60201	1	30 ～ 49	
2015	11	10 ～ 11	被災者が集材車（積載荷重10t）で杉伐木を運搬中、作業道（斜度約43度）から集材車と共に約15m転落したもの。被災者は、途中車外に投げ出され脳挫傷により死亡したもの。	60201	1	1 ～ 9	
2015	1	15 ～ 16	林道建設工事現場において、被災者が単独で走行集材機械（フォワーダ）を操作して伐木した原木を荷台へ積み込んでいたところ、操作盤上のバーとブームの間に頭部をはさまれ死亡したもの。	30106	7	1 ～ 9	

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.html(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202311_02.html